

桃山法学

第 36 号

判例研究

総務省及び消費者庁のホームページ上の措置命令事実の公表に
対して人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求権により
削除を請求したが棄却された事例

……………天 本 哲 史 (1)

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に対する無効確認の
訴えが却下された事例 ……………天 本 哲 史 (19)

公認会計士・監査審査会が監査法人に対して行政処分その他の
措置を講ずるよう金融庁長官に勧告してこれを公表したことが、
名誉及び信用毀損に当たるとする国家賠償請求が棄却
された事例 ……………天 本 哲 史 (31)

裁判員裁判における訴因変更命令について

—— 最判平成 30 年 3 月 19 日までの判例の変遷と

その関係について……………河 野 敏 也 (49)

2022年 2 月



桃山学院大学総合研究所